

国保連合会だより



NO. 2025-医-1
令和7年5月16日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎入院時食事療養費等の標準負担額見直しについて

令和7年4月1日から、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（入院時の食事代）が下記のとおり変更になっておりますので、御留意ください。

なお、居住費に係る部分に変更はありません。

（厚生労働省通知「保発0326第56号 令和7年3月26日」に基づく）

		一般病床・精神病床等	療養病床		
			右記以外	厚生労働大臣が定める者(※1)	指定難病患者
65歳未満	一般所得 (低所得以外)	一食 510円 ※指定難病患者 一食 300円	一食 510円		一食 300円
	低所得	一食 240円 ※入院期間が90日超 一食 190円	一食 240円 ※入院期間が90日超 一食 190円		一食 240円 ※入院期間が90日超 一食 190円
65歳以上	一般所得 (低所得以外)	一食 510円 ※指定難病患者 一食 300円	一食 510円 ※入院時生活療養(Ⅱ)を算定 一食 470円	一食 510円 ※入院時生活療養(Ⅱ)を算定 一食 470円	一食 300円
	低所得Ⅱ	一食 240円 ※入院期間が90日超 一食 190円	一食 240円	一食 240円 ※入院期間が90日超 一食 190円	一食 240円 ※入院期間が90日超 一食 190円
	低所得Ⅰ (70歳以上)	一食 110円	一食 140円 ※高齢福祉年金受給者等 一食 110円	一食 110円	一食 110円

※1 厚生労働大臣が定める者とは「重篤な病状又は集中的治療を要する患者等」

【問い合わせ先】

審査第1、2、3課 電話 054-253-5540